

令和4年8月15日
危機対策課 嶋田 内線 3610
直通 076-225-1310

まん延防止等重点措置にかかる過料について

1回目および3回目のまん延防止等重点措置において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第3項の規定に基づく営業時間変更の命令に違反し、過料事件として裁判所に通知した店舗のうち11店舗について、過料に処することが決定されたことを把握しましたので、お知らせします。

なお、2回目および3回目のまん延防止等重点措置にかかる過料事件の通知を行った店舗のうち、残る29店舗については過料に処することが決定されたことを把握しましたら別途お知らせします。

(参考) 過料決定の状況

		計	内訳	
			今回公表	公表済
1回目 【R3.5.16~6.13】	過料事件通知(6/14)	9店舗	8店舗	1店舗 (R3.8.17)
2回目 【R3.8.2~9.30】	過料事件通知(10/1)	19店舗		18店舗 (R4.1.26)
3回目 【R4.1.27~3.21】	過料事件通知(3/22)	31店舗	3店舗	

カッコ【 】内はまん延防止等重点措置期間